

質問に対する回答書

業務名：男鹿市複合交流施設整備基本構想策定業務

No.	質問事項	質問内容	回答内容
1	①様式4号 男鹿市複合交流施設整備基本構想策定業務担当予定者の実績調書 ②実施要領 10. 企画提案書の提出 (4) 提出書類 ②業務実施体制について	・類似業務とは、複合交流施設に類似する施設の基本構想策定又は基本計画策定に関する業務との記載がございますが、類似する施設の詳細について教えてください。 ・管理技術者、主担当者の兼務は可能でしょうか。 ・管理技術者、担当者それぞれに必須の資格などがございますか。	・類似する施設とは、図書館等の教育・生涯学習施設や子育て支援施設等の施設機能を有する複合施設です。 ・仕様書に記載のとおり、本業務においては主担当者の配置としております。 ・担当者に対して必須としている資格要件はありません。
2	・基本構想以降の業務に関して	・基本構想を受託した場合であっても、基本設計以降の委託先選定にあたって、影響は無いものとして考えてよいでしょうか。	・基本構想策定後の、基本計画・基本設計・実施設計等の業務内容や発注方式は現段階で未定となっておりますが、本業務の受託者となった場合でも、それらの業務の選定・契約にあたって影響・制限はありません。

No.	質問事項	質問内容	回答内容
2	・申請者に関して	・申請にあたって、2社以上のチームで行う場合、連名での申請は可能でしょうか。	・複数事業者による共同提案を行う場合は、次の項目すべてに該当するものとします。 (1)共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1社を代表事業者に定め、市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。 (2)構成事業者全てが、本プロポーザル実施要領の5参加資格の(1)～(8)の参加資格を満たしていること。 (3)（様式第1号）参加表明書は、代表事業者、構成事業者それぞれの代表者名を記載し、代表者印を押印すること。 (4)構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本プロポーザルに参加していないこと。 (5)添付書類は、構成事業者全ての書類を提出すること。（財務諸表類、納税証明書、登記事項証明書等）
	・官公庁における複合交流施設基本構想策定業務実績調書（様式第3号）に関して	・申請者が2社以上の連名の場合、実績調書には、それぞれの会社の実績を記載して良いでしょうか。	・それぞれの会社の実績を記載してください。
	・男鹿市複合交流施設整備基本構想策定業務担当予定者の実績調書（様式第4号）に関して	・担当者の複数名が、それぞれ異なる実績がある場合、担当者ごとにその実績を記載して良いでしょうか。	・担当者ごとに実績を記載してください。

No.	質問事項	質問内容	回答内容
3	1. 今後の関連事業への参画条件等について	本業務への参画によって、本業務以降に想定される基本計画・設計等の業務に対して、参加が制限されることはないと考えてよろしいでしょうか。	・基本構想策定後の、基本計画・基本設計・実施設計等の業務内容や発注方式は現段階で未定となっておりますが、本業務への参画が、それらの業務への参加に影響・制限されることはありません。
	2. 実施要領 9 参加表明書について	会社情報に関する各書類や証明書等はコピーでの提出は可能でしょうか。	コピーで可です。
	3. 実施要領 10 企画提案書の提出について	企画提案書の枚数に上限や下限はあるのでしょうか。	企画提案書の枚数に上限や下限はありませんが、プレゼンテーションが 15 分以内となっておりますので、プレゼンテーション時間を考慮した枚数としてください。
	4. 実施要領 12 選出方法について	審査委員会の構成員について、可能な範囲で情報開示いただくことは可能でしょうか。	審査委員会の構成員については、公表しません。
	5. 様式 3 官公庁における複合交流施設基本構想策定業務実績調書について	主幹企業としての実績だけでなく、協力企業としての実績も掲載してよいでしょうか。	【質問 5.6 の回答】 ・協力企業としての実績も可とします。なお、その場合は協力企業としての実績である旨を明示してください。
	6. 様式 4 男鹿市複合交流施設整備基本構想策定業務担当予定者の実績調書について	主幹企業としての実績だけでなく、協力企業としての実績も掲載してよいでしょうか。	(8/4 質問趣旨を誤認した回答であったため、回答修正) ・それぞれの会社の実績を記載してください。 なお、複数事業者による共同提案を行う場合は次の項目すべてに該当するものとします。 (1)共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1社を代表事業者に定め、市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。 (2)構成事業者全てが、本プロポーザル実施要領の 5 参加資格の(1)～(8)の参加資格を満たしていること。 (3)（様式第 1 号）参加表明書は、代表事業者、構成事業者それぞれの代表者名を記載し、代表者印を押印すること。 (4)構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本プロポーザルに参加していないこと。 (5)添付書類は、構成事業者全ての書類を提出すること。 —(財務諸表類、納税証明書、登記事項証明書等)—

No.	質問事項	質問内容	回答内容
4	企画提案書について	○（6）提出部数は正本１部、副本１２部と記載があります。正本１部のみ押印とし、副本１２部は写し（コピー）でよろしいですか。 ○計１３部をそれぞれフラットファイルに綴り、提出するという認識でよろしいですか。 ○企画提案書について、特定テーマの設定はなく、本プロポーザルにおいては、仕様書の業務内容について、その検討方法を提案するという認識でよろしいですか。 ○提案書類について、「用紙サイズ」以外、「ページ数」や「フォントサイズ」等の条件は設けられていないということよろしいですか。	・副本１２部はコピーで可です。 ・お見込みのとおりです。 ・お見込みのとおりです。 ・お見込みのとおりです。
	プレゼンテーションについて	○プレゼンテーションでは、PPT（パワーポイント）を用いた説明が可能という認識でよろしいですか。 ○企画提案書及びプレゼンテーションに用いる PPT（パワーポイント）において、社名の記載は認められていますか。	・お見込みのとおりです。 ・企画提案書及びプレゼンテーションの資料に、社名を記載することは可とします。